その他告示

○内閣府告示第百二十二号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２及び第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年九月九日

内閣総理大臣　石破　茂

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＯＮ95275系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品目	名称	申請者
セルラーゼ	ＪＰＡＮ011株を利用して生産されたセルラーゼ	ノボザイムズ　ジャパン株式会社

○宮内庁告示第十二号

悠仁親王殿下は、令和七年九月六日に成年式を済ませられた。

令和七年九月九日

宮内庁長官　西村　泰彦

○外務省告示第三百四十一号

令和七年七月十七日にティンプーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億四千三百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　小野啓一在ブータン大使

ブータン側　ペマ・ツォモ外務省二国間局長

令和七年九月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百四十二号

令和七年七月二十九日にホニアラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億七千八百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　樋口恵一在ソロモン大使

ソロモン側　ピーター・シャネル・アゴバカ外務貿易大臣

令和七年九月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百四十三号

令和七年八月十九日にヌクアロファで、ファアモツ国際空港整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ファアモツ国際空港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十五億四千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　稲垣久生在トンガ大使

トンガ側　アイサケ・ヴァル・エケ首相

令和七年九月九日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第二百三十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十二第二項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月九日

財務大臣　加藤　勝信

別表損害保険契約者保護機構（東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地）の項中「まで」の下に「及び同年九月九日から令和八年三月三十一日まで」を加える。

○農林水産省告示第千三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

喬木村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下高井郡野沢温泉村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び野沢温泉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下水内郡栄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、栄村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

栄村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）